

# 観音寺市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書

## 1 計画的防除の対象

- (1)アライグマ *Procyon lotor*
- (2)ヌートリア *Myocastor coypus*

## 2 計画的防除を行う区域

観音寺市全域（防除区域図のとおり）

## 3 計画的防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

## 4 生息等状況

### (1) アライグマ

観音寺市内での生息が確認されており、農作物等への被害が報告されている。

### (2) ヌートリア

観音寺市への侵入は確認されていない。しかし、丸亀市の島嶼部で生息が確認されており、海上を移動して、観音寺市にも侵入する可能性は高い。

## 5 計画的防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、市内のアライグマ・ヌートリアの生息状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて野外からの完全排除を長期的な目標に、被害の低減化及び生息域の拡大を防止し、市内への侵入・定着の阻止を図る。

## 6 計画的防除の方法

市内に生息しているアライグマ・ヌートリアの防除の方法は、原則として以下のとおり。

### (1) 調査

現在の生息等情報などの知見に基づき、当面、次の方法で防除を進め、今後、並行して、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効果的な防除に努める。

### (2) 防除体制及び防除従事者等

#### ア 捕獲体制

計画的で効果的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した狩猟免許所持者を構成員として含む捕獲体制を整備する。

#### イ 防除従事者

- (ア) 防除従事者は、原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づく狩猟免許(わな猟免許)を有するものとする。ただし、狩猟免許を有しない被害農家等で、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者(香川県ならびに市、または市が認める機関が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者(以下、「講習会受

講者」という))を防除従事者に含むことができる。

講習会受講者は、改めて講習会を受講するまでの間は、前防除計画において開催した講習会を受講した者を含めるものとする。

(イ) 防除従事者は、本法に基づく防除を実施していることを証する「防除従事者証」(様式2)を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。

(ロ) 観音寺市は、防除従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、「防除従事者台帳」(様式3)を作成し、経済部農林水産課で管理するとともに、必要に応じて随時更新するものとする。

### (3) 捕獲の方法

原則として、次の方法により捕獲する。なお、鳥獣保護管理法に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることがないように適切に実施するものとする。

#### ア 使用する捕獲用具の名称

原則として、はこわなによる捕獲とする。また、アライグマについては、はこわなの補完手段として、錯誤捕獲防止の点から「アライグマ・エッグトラップ」を必要に応じて使用する。

なお、捕獲用具ごとに「はこわな」又は「はこわなの周辺」に、「はこわな標識」(様式1)を装着する。

#### イ 誘引餌

アライグマ・ヌートリアを可能な限り選択的に捕獲し得る餌を選定するものとする。

#### ウ 見回り

原則として、わな設置場所を1日1回以上巡視する。

#### エ 捕獲個体の処分

捕獲した場合には、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分する。処分した個体は、感染症の危険性等を勘案し、原則として焼却処理することとし、やむを得ず埋設する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとする。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者で、特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

### (4) 在来動物への配慮

#### ア 混獲の防止

在来の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域においては、混獲を避けるよう配慮する。

#### イ 誘引の防止

(3) イ以外の餌を使用する場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適正に行う。

## ウ 錯誤捕獲の防止

アライグマ・ヌートリア以外の動物が捕獲された場合には、速やかに放逐する。

## (5) 防除の効果のモニタリング

防除の結果を、次回の防除の実施に適切に反映するため、防除従事者は捕獲作業記録紙（様式4）に捕獲実績を記録、観音寺市は、捕獲状況集計表（様式5）により、その結果をとりまとめ、香川県みどり保全課に情報提供するものとする。

また、市民に情報提供を呼びかけ、目撃情報等とりまとめ表（様式6）に記録するものとする。

## (6) 事故発生の防止

### ① 地域住民への周知

防除を実施する際には、事前に地域住民等への周知を図るものとする。

### ② 事故の防止

防除を実施する際には、わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことがないか等周辺への安全確保を徹底する。また、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとする。

### ③ 衛生管理

寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマ・ヌートリアの取扱いに当たっては、革手袋を使用する。作業後、普通石けんと流水で手洗いした後、ペーパータオルで拭き取り、擦式手指消毒薬（アルコール系）で手指消毒する。

万一、噛まれたり引っかかれたりした場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な処置を講じるものとする。

使用後はこわな等の機材、車両及び長靴、手袋等の個人防護具は、逆性石けん製剤で十分に消毒する。

## 7 緊急的な防除

緊急的な防除が必要になった場合については、環境省、香川県及び関係機関と連絡調整の上、連携を図りながら原則として6(2)～(6)に準じて捕獲するよう努める。

## 8 関係者との調整等

### (1) 普及啓発

① 警察署及び鳥獣保護員等に内容を通知する。

② 地域住民に対する防除実施に係る理解の増進を図るため、ホームページなどの広報媒体による普及啓発を行う。

### (2) 防除手法等の技術開発

関係機関が連携し、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努める。

### (3) 合意形成（説明会の開催、関係者との調整）

① 住民説明会の開催や広報誌への情報掲載などを行い、事前に地域住民等への周知を図る。

② 防除を実施する区域の土地及び関係施設の所有者又は管理者については、個別に説明する

など必要な調整を図り、了解を得る。

## 9 関係法令の遵守

防除に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

## 10 添付書類

様式1～6

様式1 はこわな標識

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

## アライグマ・ヌートリアの防除

氏名 (実施主体)	(従事者 外 名)
住所	
連絡先	
確認	アライグマ 令和 年 月 日 第 号 ヌートリア 令和 年 月 日 第 号
防除の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

## 様式2 防除従事者証

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

# アライグマ・ヌートリアの防除従事者証

観音寺市長



従事者の氏名	(従事者番号 )
住 所	
確 認	アライグマ 令和 年 月 日 第 号 ヌートリア 令和 年 月 日 第 号
防除の区域	
防除の方法	
防除の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで







様式6 目撃情報とりまとめ表

番号	目撃等の 日時	区分	頭 数	場 所		目撃等の状 況メモ	被害の有無 (有の場合は 内容)	捕獲の根拠
				所在地	生息 環境			
	年 月 日 時頃	目撃 捕獲						防除実施計 画書 有害捕獲・狩 猟

